

(別紙2)

傍聴される方等へ

傍聴に当たり、以下の事項をお願い申し上げます。これらについてお守りいただけない場合には、傍聴をお断りすることがあります。

- (1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- (2) アラーム付きの時計、携帯電話、ポケットベル等音の出る機器については、音の出ないようにしてください。
- (3) 写真撮影やビデオカメラ等の使用は事務局の指示に従ってください（カメラ撮りは会議冒頭までとします。）。
- (4) 会議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- (5) 傍聴中の飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- (6) 静粛を旨とし、会議の妨害となるような行為は謹んでください。
- (7) 危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序維持のため必要があると認められている方の傍聴はお断りします。